

【資料 1】

大阪市医療助成費等償還事務センター運営

業務委託（長期継続）

入札説明書

大阪市福祉局

目 次

1	総合評価一般競争入札に付する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	入札参加者の資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	開札までの手続等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	提案書等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	落札者の決定方法等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	調達手続きの停止について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	7

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 公 告 日：令和8年9月16日(水)
- (2) 委託業務名：大阪市医療助成費等償還事務センター運營業務委託（長期継続）（以下「本件」という。）
- (3) 契 約 期 間：令和9年4月1日（木）から令和12年3月31日（日）まで
- (4) 履 行 場 所：大阪市医療助成費等償還事務センター
〒530-0053 大阪市北区同心1丁目5番27号
北区北老人福祉センター3階
- (5) 照 会 先：大阪市福祉局総務部経理・企画課（経理・調達グループ）
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
電話：06-6208-9916
電子メールアドレス：fa0018@city.osaka.lg.jp

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度の本市入札参加有資格者名簿に登録種目「01：建物等各種施設管理-18：受付・案内」又は「06：医療-01：医療事務」又は「13：その他代行-07：人材派遣」のいずれかで登録していること
- (5) 次のア～イのいずれかに該当すること
 - ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくは ISMS 認証を受けていること
 - イ ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けていること

3 開札までの手続等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付期間及び交付場所等
 - ア 交付期間：令和8年9月16日(水)から令和8年10月22日(木)まで
 - イ 交付：本市ホームページよりダウンロードして使用するものとする。ダウンロードが難しい場合には、電子メールもしくは窓口交付により対応するため、公告の時から令和8年10月22日(木)午後5時までの間に1～(5)まで連絡すること。
 - ウ 交付書類：下記の書類データを電子媒体および書面にて交付する。
 - エ 費用：交付する資料の費用は無償とする。

- | | |
|------|----------|
| 資料 1 | 入札説明書 |
| 資料 2 | 業務仕様書 |
| 資料 3 | 提案書等作成要領 |
| 資料 4 | 落札者決定基準 |
| 資料 5 | 業務委託契約書案 |

(2) 入札参加資格の審査

ア 入札参加希望者は以下の書類を提出し、資格の審査を受けなければならない。

- ・「総合評価一般競争入札参加申請書」(資料 1－様式 1－1)
- ・「入札参加資格に係る誓約書」(資料 1－様式 1－2)
- ・「受託実績調書」(資料 1－様式 1－3)
- ・次のア～イのいずれかの書類の写し

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくは ISMS 認証を受けていることを証する書類

イ 個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報取扱業者に求められる義務、及び「大阪市個人情報保護条例」に定められている個人情報取扱指針を満たす内部規定を設けていることを証する書類

イ 入札参加申出受付期間及び受付場所

受付期間：3－(1)－アに同じ

受付場所：1－(5)に同じ

郵送での受付も可とする。ただし、郵送の場合は、3－(1)－アの期間内に 1－(5)まで到着しているものに限り有効とする。

ウ 一般競争入札参加資格の審査結果は、令和 8 年 10 月 30 日(金)午前 10 時から午後 5 時までの間（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に交付する。

原則、上記時間内に 1－(5)での窓口交付とする。

電子メールでの審査結果交付及び入札参加のための資料交付を希望する場合は、提出書類（様式 1-1）の「☐審査結果及び入札参加のための資料は、上記アドレスへメールによる送付を希望します。」の「☐」に「☒」を入れること。

エ 入札参加資格を認められなかった申出者に対する理由の説明

(ア) 入札参加資格を認められなかった申出者は、本市に対してその理由についての説明を求めることができる。

(イ) (ア)の説明を求める場合には、令和 8 年 11 月 5 日(木)午後 5 時までに「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書」(資料 1－様式 2)を持参、郵送もしくは電子メールで提出しなければならない。郵送の場合は期限までに(ウ)まで到着しているものに限り有効とする。

(ウ) 提出先については 1－(5)に同じ。

(エ) 説明を求められたときは、令和 8 年 11 月 11 日(水)までに電子メールによる回答送付を行う。

(3) 入札書の交付

入札参加資格を認めた申出者には、(2)ーウの交付に際し、事業請負申込書（以下「入札書」という。）等を交付する。

(4) 質問事項の受付・締切・回答について

ア 「入札説明書」（資料１）、「業務仕様書」（資料２）、「提案書等作成要領」（資料３）、「落札者決定基準」（資料４）、「業務委託契約書案」（資料５）（以下「業務仕様書等」という。）の内容等についての質問は、「入札説明書等に関する質問書」（別紙１－様式６）により、以下の提出先に電子メールにて提出すること。件名は「大阪市医療助成費等償還事務センター運営業務委託に係る入札説明書等に関する質問書」とすること。

提出先については１－(5)に同じ。

イ 質問の受付は、令和８年９月２８日(月)から令和８年１０月８日(木)の午後５時までの間とする。締切り以降の質問については、受け付けない。

ウ 質問の回答については、令和８年１０月１４日(水)１０時に本市ホームページに掲載する。
(トップページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む＞業務委託入札案件＞福祉局 業務委託入札案件)

質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書提出期間までに内容を確認すること。

(5) 入札について

下記の要領により行う。

ア 日時：令和８年１１月１８日(水) 午前１０時

イ 場所：大阪市役所本庁舎２階 福祉局総務部入札室

〒530-8201 大阪市北区中之島１丁目３番２０号

(6) 入札に参加することができる者

３－(2)の審査により入札参加資格があると本市が認めた者。ただし次の者を除く。

ア 入札参加申請期限から入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者

イ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

(7) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の提出に当たっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、代表者印若しくは受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途「委任状（代理人）」（資料１－様式３）を作成し、提出するものとする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する額を入札書に記載すること。

郵送による提出も可とするが、郵送の場合は、令和８年１１月１７日(火)午後５時までに１－(5)まで到着しているものに限り有効とする。

(9) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3-(5)イにおいて行う。

(10) 開札に関する事項

開札においては、入札参加者が立ち会うことも可能とする。立ち会わない場合（郵送参加の場合等）に関しては、開札結果は 5-(3)の公表でのみ知ることができる。

(11) 入札の無効

以下のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

イ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

ウ 一般競争入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

エ 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

オ 入札予定価格を超える価格でした入札。

(12) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、いつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、できるだけ早い段階で連絡すること。この場合、「入札辞退届」（資料 1-様式 4）を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ その他、本入札執行については、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）」、「地方自治法施行令」及び「大阪市契約規則」の定めるところによる。

エ 「業務仕様書」（資料 2）の著作権は本市に帰属する。本件以外での使用に当たっては、本市からの文書による許可を必要とする。

4 提案書等に関する事項

本総合評価一般競争入札は、大阪市医療助成費等償還事務センター運營業務委託（長期継続）に関し、業務仕様書等に基づき入札参加者より提案を求めるものである。

(1) 提案書等提出日時及び提出場所

ア 提出日時：令和 8 年 11 月 18 日（水） 午前 10 時

イ 場所：大阪市役所本庁舎 2 階 福祉局総務部入札室

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

郵送による提出も可とするが、郵送の場合は、令和 8 年 11 月 17 日(火) 午後 5 時まで
に 1-(5)まで到着しているものに限り有効とする。

(2) 提案書等の記載内容

提案書等の記載内容・要領については、「提案書等作成要領」(資料 3)に基づくこと。

(3) 提出書類

提案書等については、以下のものを必要部数作成し、あわせて電子媒体 (DVD-R または CD-R) も作成すること。提案資料一式については、封筒などに封緘のうえ、封筒の封皮に法人名称または商号を記入し、『『大阪市医療助成費等償還事務センター運營業務委託 (長期継続)』に係る提案書一式在中』と朱書きすること。(提出物記載例参照のこと)

ア 提案書

- ・正本 (押印のあるもの 1 部 (袋綴じ) (資料 1-様式 5-1 を表紙に添付すること))
- ・副本 (押印のないもの 4 部 (袋綴じ) (資料 1-様式 5-2 を 4 部全ての表紙に添付すること))

**※事業者選定会議委員が団体名等から受ける先入観を防止し、公平な意見聴取と
するため、副本のすべての提出資料から団体名・代表者名を黒塗りしたうえで
提出すること。**

イ 提案書付属資料

- ・押印のないもの 5 部 (資料 1-様式 5-3 を 5 部全ての表紙に添付すること)

(4) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は、本件の業務仕様書 (資料 2) を基に作成する。ただし、採用された提案書等に記載されている内容に基づき、本市の判断により契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うので遵守すること。

(5) 提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、提案書等は、「大阪市情報公開条例 (平成 13 年大阪市条例第 3 号)」に基づき、非公開情報 (個人情報、法人の正当な利益を害する情報等) を除いて、情報公開の対象となる。

また、提案書等については、審査・業者選定の用以外 (大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。) に入札参加者に無断で使用しないが、返却については行わない。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

5 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 業務委託受託事業者選定会議の設置

本市において本件に係る受託事業者決定基準を策定するにあたり、意見を聴くため「大阪市医療助成費等償還事務センター運營業務委託 (長期継続) 受託事業者選定会議」を設置する。

(2) 落札者の決定方法等

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」(資料4)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い提案者を落札者とする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」(資料4)に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。

イ 入札価格の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」(資料4)に基づき、入札価格に対する点数(以下、「価格点」という。)を与える。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「技術点」及び「価格点」の合計点(以下「総合評価点」という。)が最も高い者を落札者とする。詳細は「(資料4) 落札者決定基準」のとおり。

エ 入札参加停止への対応

入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合には、落札者とししない。

オ 落札者がいない場合の対応

落札者がいない場合は、総合評価による総合評価点が最も高かった入札参加者と個別の交渉を行う。その入札参加者と合意に至らない場合は、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

カ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

(3) 落札者の公表等

落札者及び落札結果については、本市ホームページに公表する。あわせて、入札参加者には、令和8年12月中旬に書面により通知する。

6 契約に関する事項

本件に関する契約書の案については、「業務委託契約書案」(資料5)のとおりである。落札者と契約を結ぶ場合の契約条件については、「業務仕様書」(資料2)のとおりとし、詳細については契約時に定める。

7 調達手続きの停止について

大阪市入札等監視委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

8 その他

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 違約金の徴収

落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第 21 条第 2 項により落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収する。

(5) 本入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書および業務仕様書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(6) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないときは、契約の締結を行わないものとする。

(7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(8) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。

(9) 本契約の契約期間については、国の制度通知により変更する場合がある。